

川南町農業委員会 総会議事録

1 日 時 令和6年5月28日(火) 開会 午前 9時00分
閉会 午前 10時40分

2 場 所 川南町役場 別館3階 第5会議室

3 出席委員

(委員)

1番	山下 栄	2番	森 信幸	3番	長友 順子
4番	井尻 恵雄	5番	戸高 一志	6番	橋口 裕二
7番	佐光 真美	8番	河野 博子	9番	杉尾 英敏

(農地利用最適化推進委員)

10番	江藤 宗武	11番	佐藤 伸義	12番	永友 昭
13番	河野 伊栄雄	14番	林田 泰代	15番	樽見 一寛
16番	黒木 正行	17番	有澤 章	18番	阿部 洋子

4 欠席委員

5 議事日程

第1	諸報告	
第2	会議録署名委員の指名	
第3	会期の決定	
第4	議案第20号	農地法第3条の規定による申請の許可について
第5	議案第21号	農地法第4条の規定による申請の承認について
第6	議案第22号	農地法第5条の規定による申請の承認について
第7	議案第23号	農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について
第8	議案第24号	農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について
第9	議案第25号	非農地証明願の承認について
第10	その他	(行事予定等)

6 会議録署名委員 6番 橋口 裕二 7番 佐光 真美

7 職務のため出席した者の氏名

事務局長	新倉 好雄	局長補佐	今井 孝洋	係長	緒方 恵美
主査	別宮 愛				

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
あいさつ	議長	皆様、おはようございます。 ＜ あいさつ ＞ それでは、5月の定例総会を始めます。
諸報告	議長	【日程第1】「諸報告」を議題とします。諸報告を局長が行います。
	局長	議長、局長。 それでは、5月の諸報告をさせていただきます。 10日、農家相談日でした。 後ほど、担当委員は報告をお願いします。 13日、西都児湯市町村農業委員会連絡協議会総会が開催され、会長が出席されました。 21日、農地転用等審査会、第1小委員会を開催しました。 27日、尾鈴農業公社第2回理事会、総会が開催され、会長が出席されました。 本日、5月定例総会であります。 29日、全国農業委員会会長大会に、会長が出席されます。 31日、児湯農業改良普及事業推進協議会総会に、会長が出席されます。 以上でございます。
報告 農家相談	議長	農家相談について、担当委員の報告をお願いします。
	8番	議長、8番。 5月10日、午前9時より役場第3会議室で、10番委員と農家相談を行いました。相談件数は、1件でした。 ＜農家相談 報告＞
	議長	諸報告が終わりましたが、承認することよろしいでしょうか。 (異議なしの声)

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	諸報告は、承認することといたします。
会議録署名 委員指名	議長	【日程第2】「会議録署名委員の指名」でございますが、 本日は、 6番 橋口 裕二(はしぐち ゆうじ)委員 7番 佐光 真美(さみつ まみ)委員 を指名いたします。
会期の決定	議長	【日程第3】「会期の決定」でございますが、本日1日限り としたいと思いますが、御異議はありますか。 (異議なしの声)
	議長	本日1日限りといたします。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
議案第20号 3条許可	議長	【日程第4】 議案第20号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第20号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の許可申請件数は、3件でございます。 申請人、該当農地及び耕作する者の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、申請案件に対する農地法第3条許可の御決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明をいただき、審議を進めてまいります。
	議長	1号。
1号 補足説明	14番	議長、14番。 1号について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、現在森孵卵場が工事を行っていますが、そこから西に約1km行った辺りになります。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願いいたします。
	議長	1号について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号については、許可することといたします。
	議長	次に、2号。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
2号 補足説明	10番	<p>議長、10番。 2号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、松原の点滅信号から北に向かい、田が見えてきた所から右に入った所になります。河野木材の裏付近です。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願ひいたします。</p>
	議長	<p>2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長	<p>2号 については、許可することといたします。</p>
3号 補足説明	3番	<p>議長、3番。 3号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。受人と渡人は従妹関係に当たります。場所は、産業道路沿いのマシンショップ永友付近になります。申請地はぶどう畑で、以前から受人が作付けされており今回の申請になりました。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願ひいたします。</p>
	議長	<p>3号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	3号 については、許可することといたします。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
議案第21号 4条承認	議長	【日程第5】 議案第21号 「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第21号 「農地法第4条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の、承認申請件数は、1件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第1小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしく願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第1小委員会の委員長報告を求めます。
	委員長報告	6番 議長、6番。 第1小委員会の委員長報告を行います。 5月21日午前9時00分より第3会議室で事務局の説明を受けた後、現地調査を行いました。1号については、周囲からしか確認が出来ない状況でしたが、始末書も提出されており、委員会としては始末書条件で許可相当と判断しました。詳しくは、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
委員長報告	議長	第1小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。
	議長	1号。
1号 補足説明	10番	議長、10番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。場所は、二ツ橋の大岩建設から国道に抜けていく道路で家が2～3軒並んでいる奥になります。 樹木で囲まれている場所の中に豚舎があり、ハマユウ尾鈴ポークの預託で豚が400頭飼育されているとの事です。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>申請地の農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する、用途地域が定められている区域内の農地であることから第3種農地であると判断されるため立地基準を満たし、かつ一般基準も満たすため許可相当と判断されます。始末書の提出もあるため、追認できると判断されます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろしくお願ひいたします。</p>
	議長	<p>1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	4番	<p>議長、4番 。 施設の概要は豚舎という事ですが、6,000㎡全部が豚舎敷地になるのでしょうか。</p>
	事務局	<p>議長、事務局。 敷地内に入れないので、航空写真と地籍図で確認したところ、申請地はコの字型ですが、農地ではない部分も含めて広い敷地内に、豚舎、堆肥舎通路等があるような状況です。今回、農地の部分に関しては是正するものです。</p>
	17番	<p>議長、17番 。 私の仕事の経験から考えると25～30年前から豚舎が存在していたと推察されますがいかがでしょうか。</p>
	事務局	<p>議長、事務局。 始末書の文面には昭和51年～55年ぐらいに建設されたのではないかと記述がありました。</p>
	4番	<p>議長、4番 。 排水等はどうなっていますか。</p>
	事務局	<p>議長、事務局。 糞尿等はのこ屑で処理し、雨水は地下浸透です。</p>
	議長	<p>他に御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長	<p>1号 については、承認することといたします。</p>

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
議案第22号 5条承認	議長	【日程第6】 議案第22号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第22号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の承認申請件数は、1件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第1小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。
	議長	調査担当、第1小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	6番	議長、6番。 第1小委員会の委員長報告を行います。 5月21日午前9時00分より第3会議室で事務局の説明を受けた後、現地調査を行いました。1号については許可相当と判断しました。 詳しくは、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第1小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。
1号 補足説明	議長	1号。
	8番	議長、8番。 1号について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。場所は、新橋の旧ドコモの店舗から西側に入り、浅田動物病院の先の左手になります。 受人は、柴坂建設に勤務し役員をされており、会社の鉄工所の事業を廃止するにあたり、そこで使用していた重機等を自宅近辺で管理したいという事で土地を探していたところ、渡人の土地が見つかったという事です。以前は建物が建っていたのですが、現在は壊して更地になっています。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第2種農地と判断されますが、申請地に替えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することが出来ないと認められる場合であるため、立地基準を満たし且つ一般基準を満たすため許可相当と判断されます。</p> <p>調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議よろしくお願ひいたします。</p>
	議長	<p>1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長	<p>1号 については、承認することといたします。</p>

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
議案第23号 集積(所有権)	議長	【日程第7】議案第23号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」を 議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第23号 「農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」そ の提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正す る法律(令和4年5月27日法律第56号)改正附則第5条第1 項の規定により、別紙、農用地利用集積計画の決定を求め るものでございます。 本案件の申請件数は、1件でございます。 申請人、該当農地、所有権移転の内容及び耕作する者の 農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、設定 された集積計画の御決定をいただきますよう、よろしくお願 い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。
	議長	1号。
1号 補足説明	13番	議長、13番 1号 について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。場所は、森木牧場の近くにいぶ さなという肉の直売所がありますが、その西側になります。 筆数は4筆ですが、現況は1枚の畑になります。 譲渡人は、現在農業をしておらず土地を処分したいという事 で、そこに隣接する土地を譲受人が耕作しているので自分 の土地を含めて一体的に管理するという事です。価格が相 場よりも低いのですが、現況は畑で登記地目が一部畑で残 りは山林と原野になっています。それを考慮すると適正なの かなと考えますが、本人に確認しましたところその金額で納 得しているようでした。 農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5 条第1項に基づき、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3 項の各要件を満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議よろ しくお願いいたします。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号 については、決定することといたします。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
議案第24号 促進(中間)	議長	【日程第8】 議案第24号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第24号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第11項の規定により、別紙、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、計画の承認を求めるものでございます。 本案件の申請件数は、38件でございます。 内訳は、更新が1号から4号までの4件、新規が5号から38号までの34件でございます。 申請人、該当農地、設定する利用権及び借り手の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 新規案件につきましては、担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、設定された農用地利用集積等促進計画の御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。
	議長	ここで 8番 委員の退室を求めます。 < 8番 委員退室 >
1号から4号	議長	1号から4号 までの更新案件について、御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号から4号 については、承認することといたします。
	議長	ここで 8番 委員の入室を許可します。 < 8番 委員入室 >

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	引き続き、5号からの新規案件について、担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。
	議長	ここで、議長を交代します。 < 2番委員に議長交代 > < 1番 委員退室 >
	議長(代)	5号、6号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
5号、6号 補足説明	4番	議長、4番 。 5号、6号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。貸し手の方は施設ピーマンをしており、以前別の方に貸していた土地を借り手の方が離農するため、今回新たに借り手の方が見つかったので、今回の契約になりました。現況は、以前耕作されていた方の植えられた牧草がありました。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長(代)	5号、6号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長(代)	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長(代)	全員賛成と認めます。
	議長(代)	5号、6号 については、承認することといたします。
	議長(代)	7号、8号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
7号、8号 補足説明	14番	議長、14番 。 7号、8号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、川南病院の南側になります。貸し手の方は、所有者の娘さんになります。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。</p>
	議長(代)	<p>7号、8号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長(代)	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長(代)	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長(代)	<p>7号、8号 については、承認することといたします。</p>
	議長(代)	<p>9号、10号 は関連があるので一括して説明をお願いします。</p>
9号、10号 補足説明	14番	<p>議長、14番 。 9号、10号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、中原孝親さん宅の南側になります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。</p>
	議長(代)	<p>9号、10号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長(代)	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長(代)	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長(代)	<p>9号、10号 については、承認することといたします。</p>
	議長(代)	<p>ここで、1番委員の入室を許可します。 < 1番委員、入室 ></p>

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
	議長(代)	ここで、議長を交代します。
	議長	11号、12号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
11号、12号 補足説明	7番	議長、7番。 11号、12号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。貸し手の方は農業をしておらず、以前から別の方に貸されていたのですが、旧耕作者と新耕作者の間で話し合いがあり、今回の契約に至ったという事でした。貸し手については、耕作してもらえればどなたでも構わないという事です。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	11号、12号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	11号、12号 については、承認することといたします。
13号、14号 補足説明	10番	議長、10番。 13号、14号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、坂の上に新たにトレーニングハウスが建設された所になります。4棟建設された一部の貸借になります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	13号、14号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	13号、14号 については、承認することといたします。
	議長	15号、16号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
15号、16号 補足説明	10番	議長、10番 。 15号、16号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、先ほど説明した場所の一部になります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	15号、16号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	15号、16号 については、承認することといたします。
	議長	17号、18号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
17号、18号 補足説明	10番	議長、10番 。 17号、18号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。こちらも先ほど説明した場所の一部になります。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。</p>
	議長	<p>17号、18号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長	<p>17号、18号 については、承認することといたします。</p>
	議長	<p>19号、20号 は関連があるので一括して説明をお願いします。</p>
19号、20号 補足説明	10番	<p>議長、10番 。 19号、20号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。こちら先ほど説明した場所の一部になります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。</p>
	議長	<p>19号、20号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長	<p>19号、20号 については、承認することといたします。</p>
	議長	<p>21号、22号 は関連があるので一括して説明をお願いします。</p>

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
21号、22号 補足説明	2番	<p>議長、2番。 21号、22号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。こちらもピーマンのトレーニングハウスの案件になります。場所は、13、14号で説明した南側になります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。</p>
	議長	<p>21号、22号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	4番	<p>議長、4番。 何件かトレーニングハウスの案件が続いていますが、貸し手は農協関連だと思いますが、土地をたくさん所有しているのでしょうか。所有している面積を教えてください。それと、土地を借り受ける人は、新規就農の方ですか。</p>
	事務局	<p>議長、事務局。 土地の面積については手持ちの資料がありませんので、総会終了後事務局にて報告出来ます。 借り受ける方については、トレーニングハウスを終了して就農される方と研修中の方が混在しています。</p>
	17番	<p>議長、17番。 使用貸借となっておりますが、無償で土地を借り受けるという事でしょうか。</p>
	8番	<p>議長、8番。 農協は農地を買えないので、子会社である貸し手が土地を購入し、ハウスも建設します。その土地と施設を研修する方に貸し出して、就農した時から償還払いでの支払いが始まります。</p>
	議長	<p>他に御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長	<p>21号、22号 については、承認することといたします。</p>

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	23号、24号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
23号、24号 補足説明	14番	議長、14番。 23号、24号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、9地区営農研修センターから西に500mほど行った場所になります。以前から借り手の方が耕作されていたのですが、今回新たに中間管理を通しての契約をすることになったそうです。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいいたします。
	議長	23号、24号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	23号、24号 については、承認することといたします。
	議長	25号、26号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
25号、26号 補足説明	17番	議長、17番。 25号、26号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。借り手の方は牛農家で、借りた土地は牧草を植えられるそうです。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいいたします。
	議長	25号、26号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	25号、26号 については、承認することといたします。
	議長	27号、28号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
27号、28号 補足説明	17番	議長、17番 。 27号、28号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。今回の借り手の方も牛農家で、借りた土地は牧草を植えられるそうです。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	27号、28号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	27号、28号 については、承認することといたします。
	議長	29号、30号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
29号、30号 補足説明	2番	議長、2番 。 29号、30号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は通山小学校の信号から坂の上に向かう道路の途中に美国ヶ池神社がありますが、その南側になります。この借り手の方も牛農家で、借りた土地は牧草を植えられるそうです。5年間の賃貸借になります。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	29号、30号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	29号、30号 については、承認することといたします。
	議長	31号、32号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
31号、32号 補足説明	9番	議長、9番 。 31号、32号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。今までは自作していましたが、高齢になり、調査した時には体調も崩されておりました。同じ地区の方に耕作を依頼されたという事でした。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。
	議長	31号、32号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	31号、32号 については、承認することといたします。
	議長	33号、34号 は関連があるので一括して説明をお願いします。
33号、34号 補足説明	6番	議長、6番 。 33号、34号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。この土地には、現在ハウスが建っており、貸し手の方が自分の会社に農地を貸借するという案件であります。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。</p>
	議長	<p>33号、34号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長	<p>33号、34号 については、承認することといたします。</p>
	議長	<p>35号、36号 は関連があるので一括して説明をお願いします。</p>
35号、36号 補足説明	10番	<p>議長、10番 。 35号、36号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、運動公園の下の橋を高鍋に向かって渡ってすぐ左側になります。今までは、別の方が牧草を植えられていました。 農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。 調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願ひいたします。</p>
	議長	<p>35号、36号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長	<p>35号、36号 については、承認することといたします。</p>
	議長	<p>37号、38号 は関連があるので一括して説明をお願いします。</p>

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
37号、38号 補足説明	10番	<p>議長、10番。</p> <p>37号、38号 について補足説明いたします。</p> <p>内容は記載のとおりです。今回の貸し手の方は、前の案件の貸し手の方と親子関係に当たるそうです。先ほどの案件と今回を合わせて、現況3枚の畑と同じになります。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第2項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>調査いたしましたが無ら疑義な点はありません。御審議方よろしく願いいたします。</p>
	議長	<p>37号、38号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。</p>
	議長	<p>ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
	議長	<p>37号、38号 については、承認することといたします。</p>

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
議案第25号 非農地証明	議長	【日程第9】 議案第25号 「非農地証明願いの承認について」を議題といたします。 提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第25号 「非農地証明願いの承認について」その提案理由を説明申し上げます。 本案件の申請件数は、1件でございます。 申請地の所在、地番、地目及び地積は、別紙記載のとおりであります。 調査担当第1小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第1小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	6番	議長、6番。 第1小委員会の委員長報告を行います。 5月21日午前9時00分より第3会議室で事務局の説明を受けた後、現地調査を行いました。1号については許可相当と判断しました。 詳しくは、担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第1小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号。
1号 補足説明	8番	議長、8番。 1号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、10号線から川南小学校に向かって行き、旧林クリニック手前の向かい側付近になります。申請地はアパートの裏手にあり、道路からは2mぐらい下がっています。普段は赤坂側からの道路から進入しますが、入口が非常に狭くなっています。このような状況では、農業の機械も入れない状況です。

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
		<p>申請地は、農業振興地域整備計画における農用地区域内ではなく、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であり10年以上耕作放棄され、将来的にも農地として使用することが困難であることから農地でないと判断されます。</p> <p>調査いたしましたが無ら疑義な点はございません。よろしく御審議方お願いいたします。</p>
	議長	<p>1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問は、ございませんか。ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。</p>
	議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>1号 については、承認することといたします。</p>

川南町農業委員会 5月定例総会

項目	発言者	内容
その他	議長	【日程第10】「その他」となっています。 何かありませんか。
合意解約	事務局	議長、事務局。 「合意解約」について報告いたします。 契約内容の変更による解約が9件、分合筆のための解約が2件、5条申請のための解約が2件の合計13件の解約でした。
	議長	「合意解約」について報告がありました。 御意見、御質問はございませんか。
行事予定	事務局	議長、事務局。 「6月の行事予定」について報告いたします。
	議長	「6月の行事予定」について報告がありました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	他に何かありませんか。
	議長	すべての議事日程が終了しましたので、以上をもちまして、令和6年5月の定例総会を閉会いたします。御苦勞様でした。

川南町農業委員会 5月定例総会

署 名 委 員

この会議録の内容については、正確であることをここに認め、署名いたします。

令和 年 月 日

6番

7番